

(共通構造部型式指定規則の一部改正)
 第五条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第三条 指定を申請する者(以下「申請者」という)は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書(第一号様式)を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。

第三条 指定を申請する者(以下「申請者」という)は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書(第一号様式)を、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という)に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の規定に適合することを証する書面(法第七十五条の三第一項の規定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という)については、当該指定を受けたことを証する書面)

三 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の規定に適合することを証する書面(法第七十五条の三第一項の規定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面)

四・六 (略)

四・六 (略)

七 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

七 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車(以下「指定自動車」という)の型式についての指定の効力の停止

イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し

ロ 法第七十五条第八項の規定による指定自動車の型式についての指定の取消し

ロ 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項の規定による指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という)の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という)の型式についての指定の取消し

ニ 法第七十五条の二第五項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 法第七十五条の三第六項の規定による指定特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3 (略)

3 (略)

第五条 法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

第五条 法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもので使用されている特定共通構造部に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等(法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう)が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のもので使用されている特定共通構造部に係るものにあつては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。